

議案第28号説明資料

令和8年3月18日

工事請負契約の締結について

資料

- 1 見積合せの経過 1
- 2 契約の概要 2
- 3 別添資料 3～9

財 政 課
総 務 課

1 見積合せの経過

件名	大磯町新庁舎整備事業		
施工場所	大磯町東小磯183番地ほか		
方式	見積合せ（随意契約）		
開札日時	令和8年2月20日（金）午前8時40分		
予定価格	6,198,000,000円（税抜き） 6,817,800,000円（税込み）		
落札者	戸田建設株式会社 横浜支店		
落札価格	6,198,000,000円（税抜き） 6,817,800,000円（税込み）	落札比率	100%

2 契約の概要（仮契約書別添）

(1) 工事施工場所

大磯町東小磯183番地ほか

(2) 工事の目的

現庁舎の抱える耐震性の不足、施設の老朽化、防災拠点としての機能の不足など、様々な課題解決に向け、設計施工一括発注方式により新庁舎整備事業を実施する。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和13年3月31日まで

うち設計業務 契約締結の日から令和9年7月31日まで

うち建設業務 令和9年8月1日から令和13年3月31日まで

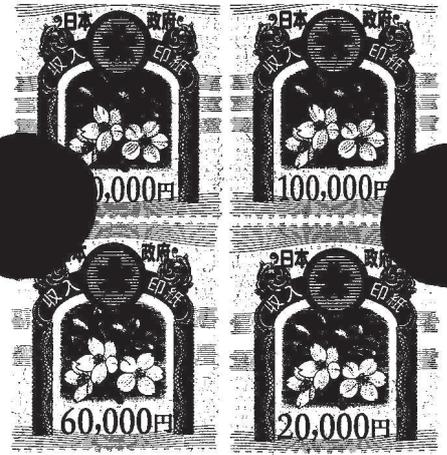
うち工事監理業務 令和9年8月1日から令和13年3月31日まで

(4) 工事スケジュール

着手年月日	作業内容	期間	完了予定年月日
契約締結の日	基本設計・実施設計	16か月	令和9年7月31日
令和9年8月1日	新庁舎整備工事	24か月	令和11年7月31日
令和11年8月1日	移転（準備を含む。）	4か月	令和11年11月30日
令和11年12月1日	既存庁舎解体、 外構・駐車場整備工事	16か月	令和13年3月31日

3 別添資料

大磯町新庁舎整備事業
業務仮契約書



- 1 事業・業務名 大磯町新庁舎整備事業
設計業務、建設業務、工事監理業務
- 2 事業場所 神奈川県中郡大磯町東小磯 183 番地ほか
- 3 契約期間 契約締結の日から令和 13 年 3 月 31 日まで
うち設計業務 契約締結の日から令和 9 年 7 月 31 日まで
うち建設業務 令和 9 年 8 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
うち工事監理業務 令和 9 年 8 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 4 契約金額 金 6,817,800,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 619,800,000 円)
(うち設計業務委託料相当額金 269,280,000 円)
(うち建設工事請負額相当額金 6,484,720,000 円)
(うち工事監理業務委託料相当額金 63,800,000 円)
- 5 前金払 しない 設計業務については設計業務委託料相当額における各年度出来高予定額の 10 分の 3 以内、
 する しない 建設業務については建設工事請負額相当額における各年度出来高予定額の 10 分の 4 以内、
 する しない 工事監理業務については工事監理業務委託料相当額における各年度出来高予定額の 10 分の 3 以内
- 6 内払 する
(設計業務：一会計年度 1 回以内)
(建設業務：一会計年度 2 回以内)
(工事監理業務：一会計年度 1 回以内)
- 7 契約保証金 金 一 円
- 8 建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項 別紙 1 のとおり
- 9 解体工事に要する費用等 別紙 2 のとおり
- 10 効力の発生 この契約は大磯町議会の議決を得た場合に本契約とし、効力が生じるものとする。
- 11 用語の定義 この契約書における用語の定義は、別紙 3 のとおりとする。

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の大磯町新庁舎整備事業業務契約約款によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、受注者が、特定建設工事共同企業体又はこれらのものと設計事務所等の協力企業とのグループの場合においても（以下この場合においても「受注者」とする。）、この契約書記載の債務を共同連帯して請け負うものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者の全員が記名押印の上、各自一通を保有する。

令和8年2月27日

発注者 神奈川県中郡大磯町東小磯 183 番地
大磯町
大磯町長 池田 東一郎 印



受注者（事業者名又はJV名又は応募グループ名）

代表企業

住所 横浜市西区みなとみらい四丁目4番2号
氏名 戸田建設株式会社横浜支店
支店長 縄田 浩



協力企業

住所 株式会社 松田平田設計 横浜事務所
氏名 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2丁目2番2号
執行役員 浅野 智之
横浜事務所長



別紙1 建築士法第22条の3の3に定める記載事項

(この別紙1において「設計図書」の定義は、建築士法における定義による。)

【法第24条の7第1項第3号関係】【施行規則第22条の2の2第4項、第5項関係】

建築士事務所の名称	株式会社 松田平田設計 横浜事務所 戸田建設株式会社一級建築士事務所
建築士事務所の所在地	東京都中央区京橋1-7-1 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-26-2
開設者氏名（法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名）	株式会社 松田平田設計 代表取締役 江本 正和 戸田建設株式会社 代表取締役 大谷 清介
対象となる建築物の概要	大磯町新庁舎整備事業 要求水準書のとおり

【法第24条の7第1項第1号関係】

作成する設計図書の種類	大磯町新庁舎整備事業 要求水準書のとおり
-------------	-------------------------

【法第24条の7第1項第2号関係】

工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	大磯町新庁舎整備事業 要求水準書のとおり
-------------------------------------	-------------------------

【法第24条の7第1項第3号関係】【施行規則第22条の2の2第4項、第5項関係】

設計に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】：田平 康二	
【資格】：(<input checked="" type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造) 建築士	
【登録番号】：第360376号	(<input type="checkbox"/> 構造設計 <input type="checkbox"/> 設備設計) 一級建築士 第 号
【氏名】：佐本 雅弘	
【資格】：(<input checked="" type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造) 建築士	
【登録番号】：第336975号	(<input type="checkbox"/> 構造設計 <input type="checkbox"/> 設備設計) 一級建築士 第 号
【氏名】：東口 剛	
【資格】：(<input checked="" type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造) 建築士	
【登録番号】：第255319号	(<input checked="" type="checkbox"/> 構造設計 <input type="checkbox"/> 設備設計) 一級建築士 第8811号
【氏名】：吉江 一馬	
【資格】：(<input checked="" type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造) 建築士	
【登録番号】：第390368号	(<input type="checkbox"/> 構造設計 <input type="checkbox"/> 設備設計) 一級建築士 第 号
【氏名】：篠ヶ瀬 恵市	
【資格】：(<input checked="" type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造) 建築士	
【登録番号】：第280225号	(<input type="checkbox"/> 構造設計 <input checked="" type="checkbox"/> 設備設計) 一級建築士 第 1957号

【建築設備の設計に関して意見を聴く者】 【氏名】: 【資格】: () 建築士 【登録番号】: 第号 (<input type="checkbox"/> 構造設計 <input type="checkbox"/> 設備設計) 第号
--

工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士
【氏名】: 牧田 健二 【資格】: (<input checked="" type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造) 建築士 【登録番号】: 第297610号 (<input type="checkbox"/> 構造設計 <input type="checkbox"/> 設備設計) 一級建築士 第 号
【氏名】: 【資格】: (<input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造) 建築士 【登録番号】: 第号 (<input type="checkbox"/> 構造設計 <input type="checkbox"/> 設備設計) 一級建築士 第 号
【氏名】: 【資格】: (<input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造) 建築士 【登録番号】: 第号 (<input type="checkbox"/> 構造設計 <input type="checkbox"/> 設備設計) 一級建築士 第 号
【氏名】: 【資格】: (<input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造) 建築士 【登録番号】: 第号 (<input type="checkbox"/> 構造設計 <input type="checkbox"/> 設備設計) 一級建築士 第 号
【建築設備の設計に関して意見を聴く者】 【氏名】: 【資格】: () 建築士 【登録番号】: 第号 (<input type="checkbox"/> 構造設計 <input type="checkbox"/> 設備設計) 第号

※ 建築士法上の設計又は工事監理に従事することとなるすべての建築士及び意見を聞くすべての建築設備士について記載する。

【施行規則第22条の2の2第6項関係】

設計又は工事監理の一部を委託する予定 : <input type="checkbox"/> あり (以下に記載) <input type="checkbox"/> なし
【委託する業務の概要】 【受託者の氏名又は名称】 【受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地】

別紙2 法第13条及び省令第4条に基づく書面

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等については次のとおりです。

1 分別解体等の方法（建築物に係る新築工事等の場合）

工程	作業内容	分別解体等の方法	
工程ごとの作業内容及び解体方法	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

357,434,000
金 円 (税込)

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

金 1,055,776 円 (税込)

別紙3 用語の定義

大磯町新庁舎整備事業業務仮契約書（案）において使用する用語の定義は、次のとおりとする（五十音順）。

- (1) 「建設業務」または「工事」とは、要求水準書において、「建設業務」として規定する事項、その他募集要項において建設業務として定めた事項のうち受注者が履行すべきものをいう。
- (2) 「工期」または「工事期間」とは、建設工事の業務履行期間として第2条第1項に定める期間をいう。
- (3) 「工事監理業務」とは、要求水準書において「工事監理業務」として規定する事項、その他募集要項において工事監理業務について定めた事項のうち受注者が履行すべきものをいう。
- (4) 「事業者提案」とは、受注者が本事業の応募に係り提出した書類であり、当該文書に対する発注者からのヒアリングに対する受注者の回答内容その他受注者が技術提案書について本プロポーザルにおける事業者選定までに提出した一切の文書のうち発注者がその内容について認めたものをいう。
- (5) 「設計業務」とは、要求水準書において「設計業務」として規定する事項、その他募集要項において設計業務として定めた事項のうち受注者が履行すべきものをいう。
- (6) 「着工日」とは、建築確認済証交付後、受注者が、本施設の基礎又はこれを支える杭等の人工の構造物を設置する建設工事を開始した日をいう。
- (7) 「募集要項」とは、令和7年7月14日に発注者が公表した「大磯町新庁舎整備事業募集要項」及び本プロポーザル公告後に受け付けた質問に対する発注者の回答をいう。
- (8) 「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
- (9) 「本施設」とは、本事業で対象とする「新庁舎」、「付属施設」及び「外構」を総称していう。
- (10) 「要求水準書」とは、令和7年7月14日に発注者が公表した「大磯町新庁舎整備事業要求水準書」、添付資料及び本プロポーザル公告後に受け付けた質問に対する発注者の回答をいう。